

京都市老人ホーム入所判定委員会及び入所判定審査会の設置、運営に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、老人福祉法第11条に規定する老人ホームへの入所等の措置に当たり、措置及び措置継続の要否判定を行うために、老人ホーム入所判定委員会（以下「委員会」という。）及び入所判定審査会（以下「審査会」という。）の設置、運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、福祉事務所長（以下「所長」という。）から次の各号に掲げる事項の判定を求められた場合、老人ホーム入所判定調査・審査票により総合的に判定し、判定結果を所長に報告する。

- (1) 入所措置の要否に関すること。
 - (2) 措置継続の要否に関すること。
- 2 審査会は、保健福祉局長から委員会において判定が困難な者について、次の各号に掲げる事項の判定を求められた場合に判定をし、その結果に意見を付して保健福祉局長に報告する。
- (1) 入所措置の要否に関すること。
 - (2) 措置継続の要否に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、福祉事務所（以下「事務所」という。）に設置する。

2 委員会は、各事務所において、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 事務所の老人ホーム入所措置を担当する課長補佐又は係長
- (2) 所長が指名する老人ホーム入所措置担当職員
- (3) 事務所に勤務する嘱託医
- (4) 市長が委嘱する老人福祉施設長

3 前項の規定に関わらず、各委員会は、他の事務所を所管する所長から前条第1項各号に掲げる事項の判定を求められた場合に限り、当該所長が所管する事務所に設置されている委員会を組織する委員の全部又は一部を含めて組織するものとする。

4 審査会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課長
- (2) 生活福祉部生活福祉課に勤務する嘱託医
- (3) 市長が指名する保健師
- (4) こころの健康増進センター所長
- (5) 市長が指名する所長
- (6) 市長が委嘱する老人福祉施設長

(委員の任期)

第4条 委員会及び審査会の委員の任期は毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 委員会及び審査会に座長を置く。

2 委員会の座長は、事務所の老人ホーム入所措置を担当する課長補佐又は係長とする。ただし、第3条第3項に該当する場合の委員会の座長については、別に定める。

3 審査会の座長は、健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課長とする。

4 座長は、委員会又は審査会を代表し、会務を総理する。

5 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は所長が、審査会は保健福祉局長が招集する。

2 座長は、必要に応じて、各事務所の職員（保健師を含む）を委員会又は審査会に参加させ、意見聴取することができる。

(委員に対する報酬)

第7条 委員会及び審査会の委員に対しては、報酬を支給することができる。

2 報酬を支給する者の範囲、支給金額及び支給方法については、別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は事務所において、審査会の庶務は健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課において行う。

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は所轄部長が定める。

附 則

この要綱は、昭和60年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。
- 2 なお、第３条第２項及び同条第４項第３号並びに第６条第２項の適用は平成２９年５月８日からとし、平成２９年５月７日以前については、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

入所判定委員会の運営等の事務要領

1 目的

入所判定委員会（以下「委員会」という。）の運営については、「老人ホームへの入所措置等の指針について」平成18年3月31日付老発第0331028号厚生労働省老健局長通知及び本市「老人ホーム入所判定委員会及び入所判定審査会の設置、運営に関する要綱」によるほかは、この要領により実施する。

2 委員会

- (1) 委員会の委員のうち、老人福祉施設の長（以下「施設長」という。）が認めた場合は、施設長が指名する当該施設の指導員等を代理出席若しくは同席させることができる。
- (2) 委員会は、次号に掲げるブロックごとに原則として月1回開催し、新規入所申請者に関しての入所措置要件の要否等を判定するとともに、判定後の処遇方針等の意見を報告するものとする。
- (3) 委員会を設置する福祉事務所を北福祉事務所、上京福祉事務所、左京福祉事務所、中京福祉事務所、右京福祉事務所、西京福祉事務所及び洛西福祉事務所からなる北部ブロックと、東山福祉事務所、山科福祉事務所、下京福祉事務所、南福祉事務所、伏見福祉事務所、深草福祉事務所及び醍醐福祉事務所からなる南部ブロックに分け、各ブロックごとに福祉事務所が交替で委員会を開催することとする。
- (4) ブロックごとに開催した場合の委員会の座長は、委員会を開催する福祉事務所の老人ホーム入所措置を担当する課長補佐又は係長とする。
- (5) 委員会は、(2)に掲げるブロックごとの開催以外に、必要に応じ、各福祉事務所において開催することができる。

3 入所措置の要否判定

- (1) 入所措置の要否については、老人ホーム入所判定調査・審査票（第1号様式）に基づき、対象者の身体状況、精神等の状況及び問題行動について、措置基準に照らして「自分で可」、「一部介助」、「全介助」、「重度」、「中度」、「軽度」等の区分判定をした後、その他の状況を勘案のうえ総合判定する。
- (2) 委員会において入所措置の要否について意見がまとまらない場合は、福祉事務所長（以下「所長」という。）が措置決定を行い得るように、要否判定の判断材料としての異なった意見をそのまま老人ホーム入所判定調査・審査票の意見欄に記入する。
- (3) 委員会の判定は、老人ホーム入所判定調査・審査票に基づき行うものであるが、その判定材料としては、医師の診断書その他客観的材料を十分に活用して行うものとする。

4 入所中の者に係る措置継続の要否判定

- (1) 所長は、毎年1回各養護老人ホーム施設長から老人ホーム入所者状況報告書（第2号様式）の提出を求め、措置の基準に照らして、入所措置継続の要否について総合的に見直すものとする。
- (2) 入所措置継続の必要が認められる者については、入所者状況報告書の措置権者の記

載事項欄にその判断、意見等を記入する。

- (3) 入所措置要件に適合しないとみなされる者のうち、すでに入所措置継続が不適と判定されている者については、入所者状況報告書の措置権者の記載事項欄に以前の要否判定内容等を記入する。
- (4) 前2項に該当しない者については、養護老人ホーム（以下「施設」という。）への聴取又は面接調査を実施し、老人ホーム入所判定調査・審査票を作成し、入所者状況報告書の措置権者の記載事項欄にその理由等を記入して入所判定委員会に判定を依頼する。
- (5) 委員会は、上記3と同じ要領により入所措置継続の要否判定を行う。
- (6) 入所措置継続の要否判定を行う対象者は、毎年4月1日現在の施設入所者で、入所期間が6箇月を経過している者とする。
- (7) 入所措置継続の要否判定を行う委員会の開催月は、毎年6月を基本とする。

5 措置廃止

- (1) 所長は、入所措置継続が不適と決定した者について、介護保険制度を活用する等、退所後の処遇が確定した後、措置を廃止する。
- (2) 前項の処理に際しては、措置記録に指導内容、処遇決定等必要な記録を行う。

6 待機者の再判定

要否判定の後、施設入所ができず待機中の者については、その身体要件等の状況の変化に応じて再判定を行うものとする。

7 未判定者に係る入所措置

- (1) 緊急を要する場合など委員会による入所措置要件の要否等の判定を行わずに、やむなく所長の措置決定により施設へ入所させた対象者については、直近の委員会に判定を求めるものとする。
- (2) 前項の規定により委員会に判定を求めた結果、施設入所措置が不適と判定された者については、直近の入所措置継続の要否判定時期まで、継続して措置できるものとする。

8 委員報酬

- (1) 委員会等の委員報酬については、嘱託医及び施設長のみ支給する。
- (2) 委員報酬の支給額については、別に定める。
- (3) 委員報酬については、委員会等の開催ごとに支払うものとする。
- (4) 委員会の委員報酬については、各健康長寿推進課へ委員会分として予算令達された中から支払うものとする。

附 則

この要領は、昭和60年12月20日から施行する。

附 則

この要領は、昭和61年5月28日から施行する。

附 則

この要領は、昭和62年7月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成元年4月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

2 なお、この要領による3(3)の適用は平成29年5月8日からとし、平成29年5月7日以前については、従前の例による。

(経過措置)

3 従前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

(施行期日)

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。